

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 24 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療法等における期限の定めのある規定の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大するとともに、そのまん延状況を踏まえて、政府においては、4月17日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、5月6日までの間、全国的に新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発令したところです。

こうした状況を踏まえ、各医療機関等において円滑な業務の実施に一定の影響が生じている現状に鑑み、医療法（昭和23年法律第205号）等における期限の定めのある規定の取扱いについて、下記のとおりとしますので、内容を御了知の上、適切にご対応いただくようお願い致します。

記

1. 医療法人等の業務に係る医療法上の履行期限について

医療法人等の業務に係る医療法上の履行期限については、原則として以下の各規定に従って運用するものであること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により決算に関する会計処理、監査報告書の作成、社員総会又は評議員会の開催等各医療法人等や公認会計士等の業務に現に支障が生じている場合等には、当該支障がなくなり次第、可能な限り

速やかに履行すること。

また、各都道府県は貴管下の医療法人等に生じている支障について状況を把握し、必要に応じて、最新の状況や履行の目途等について確認を行うこと。

- ・医療法人の設立等の登記（医療法第 43 条、組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 2 条）
- ・医療法人の監事による監査報告書の社員総会等への提出等（医療法第 46 条の 8）
- ・医療法人の事業報告書等の作成、監事等の監査、理事会の承認等（医療法第 51 条）
- ・医療法人の事業報告書等の社員総会等への提出等（医療法第 51 条の 2）
- ・医療法人の事業報告書等の公告（医療法第 51 条の 3）
- ・医療法人の事業報告書等の備置、閲覧（医療法第 51 条の 4）
- ・医療法人の事業報告書等の都道府県知事への届出（医療法第 52 条）
- ・医療法人の理事による破産手続開始の申立て（医療法第 55 条）
- ・医療法人の清算人による債権者に対する催告（医療法第 56 条の 8）
- ・医療法人の清算人による清算中の破産手続開始の申立て及び公告（医療法第 56 条の 10）
- ・医療法人の吸収合併契約に関する書面等の作成、備置及び閲覧（医療法第 58 条の 3）
- ・医療法人の吸収合併契約に関する債権者に対する催告（医療法第 58 条の 4）
- ・医療法人の新設合併契約に関する書面等の作成、備置及び閲覧（医療法第 58 条の 3、第 59 条の 2）
- ・医療法人の新設合併契約に関する債権者に対する催告（医療法第 58 条の 4、第 59 条の 2）
- ・医療法人の吸収分割契約に関する書面等の作成、備置及び閲覧（医療法第 60 条の 4）
- ・医療法人の吸収分割契約に関する債権者に対する催告（医療法第 60 条の 5）
- ・医療法人の新設分割契約に関する書面等の作成、備置及び閲覧（医療法第 60 条の 4、第 61 条の 3）
- ・医療法人の新設分割契約に関する債権者に対する催告（医療法第 60 条の 5、第 61 条の 3）
- ・地域医療連携推進法人の事業報告書等の作成、監事等の監査、理事会の承認等（医療法第 51 条、第 70 条の 14）
- ・地域医療連携推進法人の事業報告書等の社員総会への提出等（医療法第 51 条の 2、第 70 条の 14）
- ・地域医療連携推進法人の事業報告書等の公告（医療法第 51 条の 3、第 70 条の 14）
- ・地域医療連携推進法人の事業報告書等の備置、閲覧（医療法第 51 条の 4、第 70 条の 14）
- ・地域医療連携推進法人の事業報告書等の都道府県知事への届出（医療法第

52 条、第 70 条の 14)

- ・地域医療連携推進法人の理事による破産手続開始の申立て（医療法第 55 条、第 70 条の 15）
- ・地域医療連携推進法人の清算人による債権者に対する催告（医療法第 56 条の 8、第 70 条の 15）
- ・地域医療連携推進法人の清算人による清算中の破産手続開始の申立て（医療法第 56 条の 10、第 70 条の 15）
- ・社会医療法人の認定実施計画の実施状況等の提出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 5 の 5）
- ・医療法人の監事の監査報告書の通知期限等（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省規則第 50 号）第 33 条の 2 の 4）
- ・医療法人の公認会計士等の監査報告書の通知期限等（医療法施行規則第 33 条の 2 の 6）
- ・地域医療連携推進法人の監事の監査報告書の通知期限等（医療法施行規則第 33 条の 2 の 4、39 条の 22）
- ・地域医療連携推進法人の公認会計士等の監査報告書の通知期限等（医療法施行規則第 33 条の 2 の 6、39 条の 22）

2. 医療機関等の開設等に係る法令上の履行期限について

各法令上の医療機関等の開設等に関する下記手続の履行期限について、新型コロナウイルス感染症の影響により現に支障が生じている場合等には、当該支障がなくなり次第、可能な限り速やかに履行すること。

また、各医療機関等から都道府県等への事前の情報提供を求めるものとし、貴管下の医療機関等に生じている支障について状況を把握し、必要に応じて、最新の状況や履行の目途等について確認を行うこと。

なお、医療機関開設時の手続等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」（令和 2 年 4 月 17 日付厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長、健康局結核感染症課長連名通知）に基づき適切に対処されたい。

- ・助産所の開設の届出（医療法第 8 条）
- ・病院等の休止及びその届出（医療法第 8 条の 2 第 2 項）
- ・病院等の廃止の届出（医療法第 9 条）
- ・歯科技工所の開設等の届出義務（歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 21 条第 1 項及び第 2 項）
- ・あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師の施術所の開設等の届出（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項）
- ・柔道整復師の施術所の開設等の届出（柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 19 条第 1 項及び第 2 項）

<照会先>

(1. について)

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人係

(代表) 03-5253-1111 (内線 2676) (直通) 03-3595-2261

(2. について)

医政局総務課企画法令係

(内線 : 4102) (直通) 03-3595-2189

医政局医事課企画法令係

(内線 4144) (直通) 03-3595-2196

医政局歯科保健課

(内線 2618) (直通) 03-3595-2205